

林野庁共済組合員のみなさまへ

マイナンバーカードを共済組合員証として利用するための
手続き（初回登録）について

令和3年3月からマイナンバーカードを共済組合員証（健康保険証）として利用できるようになり、様々な面で利用者利便の向上につながる事が期待されます。

このサービスを利用するためには、マイナンバーカードの保有者に、共済組合員証（健康保険証）として利用するための手続き（初回登録）を行っていただく必要があります。

また、初回登録と併せてマイナポータルの利用者登録も行っていると、健康管理や医療費控除等の利便性が向上しますので併せてお知らせいたします。

申請方法は？

マイナンバーカード読取対応のスマホ（又はPC+ICカードリーダー）を利用するか、各市区町村に設置されているマイナポータル用端末にて簡単に申請できます。

iPhone



Android



どんないいことがあるの？

1. 健康保険証としてずっと使える！
2. 医療保険の資格確認がスピーディに！
3. 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
4. 健康管理や医療の質が向上！
5. マイナンバーカードで医療費控除も便利に！



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

マイナンバーカードの
↓申請方法はこちら↓



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushinse/>